

胎内市消防団 火災等災害対応マニュアル

災害時活動マニュアル（火災対応）	・・・・・・・・P1
災害時活動マニュアル（その他災害）	・・・・・・・・P5
津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル	・・・P6

【参考資料】

火災情報の確認方法、出動範囲、消防水利 等・・・P7

別紙1 活動区域一覧

別紙2 消防相互応援協定

別紙3 出動範囲【平日日中】【夜間・休日】

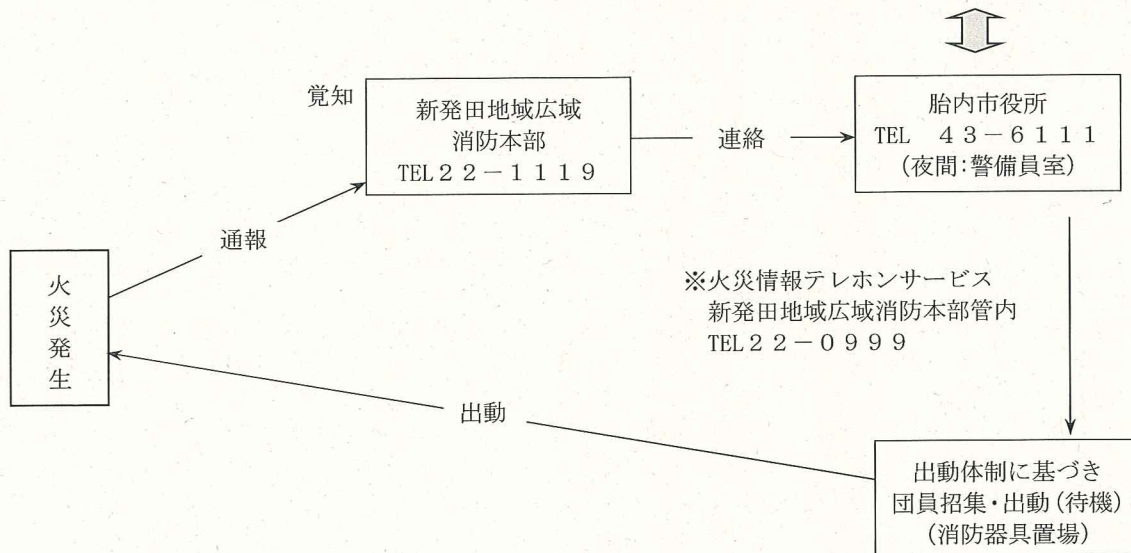
別紙4 消防水利（サンプル）

◎ 火災対策

1 火災発生時における初動体制

総務課 防災対策係（公用携帯）			
①	渡辺 一成	主査	090-5346-4663
②	新村 和宏	主任	090-2443-0443
③	近 雅幸	係長	090-4599-3511
④	長谷川 豪	防災専門員	090-3249-5007
⑤	金子 翔	主事	070-2839-4603

※火災時の緊急連絡先は上記のとおり（優先順位①→⑤）



(1) 火災出動

消防団員の出動は、原則消防団本部の出動要請により出動体制に基づき出動すること。ただし、出動要請がなくても、炎、黒煙、消防車両のサイレン等により明らかに火災と判断できる場合はこの限りではない。また、隣接市村への応援出動も、応援要請に基づき出動すること。

なお、平日の職員勤務時間中における火災発生による連絡順序は、次のとおりとし連絡を受けた者は速やかに団員等へ出動を指示すること。

平日における職員の勤務時間中の火災発生に伴う連絡順序			
第1【団長】▶▶▶第2【副団長・方面隊長】▶▶▶第3【分・副分団長】▶▶▶第4【部長】			

(2) 出動指令

- ① 正確に聴取しメモを取る等して火災現場所在地（出動先）を誤らないこと。
- ② あらかじめ定められた出動体制に基づき出動する。指示がない場合は、消防器具置場等で連絡、出動できる態勢で待機すること。

2 火災発生時における配備基準

配備体制	配備基準	出動区分	現場指揮者
第1配備	小規模火災（ぼや等含む）の場合	管轄分団	団長
第2配備	炎上火災及び延焼の恐れがある場合	管轄分団、隣接分団	団長
第3配備	大規模火災の場合	方面隊、全分団	団長

3 火災出動

(1) 出動

- ① 消防資機材の搭載を確認し、防火衣を完全に装着した後、消防車両に乗車する。
- ② 必ず方面隊長（又は副団長）、又は所属分団長（又は副分団長）に出動報告を行う。
- ③ サイレンを吹鳴するとともに車積拡声器を活用し一般車両の誘導を適切に行う。
- ④ 直接火災現場に出動する際は、交通ルールを遵守し安全で最も早い方法を選択する。

(2) 出動経路

① 順路選定上の注意事項

- ア. 地形、水利等を考慮し、迅速確実に現場到着できる道路を選択する。
- イ. 狭い道路は避け、広い道を選択し、時間帯による交通量も考慮する。

② 交通事故防止上の注意事項

【胎内市消防団交通事故防止守則】

ア 消防車両の事故防止及び安全管理

- (ア) 公私の区別を明確にし、公務以外に消防車両を使用しないこと。
- (イ) 運転者は常に交通法規を遵守し、事故防止に万全を期すること。
- (ウ) 無免許者に運転させないとともに、有資格者の中にも運転技術に巧拙があると思われるので緊急を要する場合の運転者に注意すること。
- (エ) 交通事故防止のため、絶対に飲酒運転をさせない、しないこと。
- (オ) 緊急出動の場合、交通事故を考慮して無謀な運転はしないこと。
- (カ) 運転者以外の消防団員は、乗車中の規律を維持するとともに、運転者と同様に安全確認を行い、事故防止に努めること。
- (キ) 消防車両の使用前後には、必ず点検を行い早期の故障発見に努め緊急時に支障のないよう管理すること。
- (ク) 車両を後退させる場合は、必ず誘導員をつけ笛等で車両を誘導させること。

イ 緊急自動車運転 10 則

- (ア) 優先権は、必要最小限度に冷静に使うこと。
- (イ) 必ず指定した者が運転すること。
- (ウ) 緊急走行時は、事案の性質を考え道路環境に応じた運転をして現場到着をいたずらに競わないこと。
- (エ) よけない車、よけられない車もあることを考え、有利な予測は絶対に避けること。
- (オ) 交差点等危険な場所は、一時停止又は最徐行を必ず行い安全確認をすること。
- (カ) 補助者は、声を出すなどして安全確認事項を伝達すること。
- (キ) サイレンを聞いて飛び出してくる見物人のあることを考え運転すること。
- (ク) サイレンが聞こえない人、赤燈が見えない人がいることを考えて運転すること。
- (ケ) 拡声器、小旗等の資機材を活用すること。
- (コ) 緊急走行は、到着後の責務の手段に過ぎないことを認識すること。

4 火災現場到着

(1) 火災現場到着の報告

延焼の恐れ等、火災の状況を把握し、消火方法や使用資機材等を考慮すること。消火体制が整い次第、消防団現地本部又は消防団本部に報告すること。

(2) 現地での指揮命令体制

常備消防本部が現地本部を設置した場合は、必ず常備消防本部の指示に従い、連携協力し消火活動を行うこと。消防団にあっては、原則指揮者は方面隊長又は副団長が指揮する。

(3) 水利選定、部署

- ① 先着部隊は、火点直近の水利に部署する。
- ② 出動順路に応じた水利を選定する。
- ③ 後続部隊は、先着部隊の消火活動を考慮し水利を選定し水量豊富な水利に部署する。
- ④ 水利が遠い、水量が少ない場合には、中継放水を行う。原則水利側より部署する。

(4) 水利部署上の注意事項

- ① 水利部署に際しては道路の片側により後続部隊の消火活動スペースを確保すること。
- ② 火点直近水利に部署する場合は、火災による被害、影響を考慮すること。
- ③ 自然水利部署時には、転落や地盤のゆるい場所に注意すること。
- ④ 中継放水を行う場合は、ポンプの進入状況等により火点側より部署する場合もある。

(5) 交通整理及び規制

火災現場到着後、消火体制の確立を最優先にし、必要人員が確保された時点で交通整理員を選定し、迂回路の指示、駐車禁止及び駐車場所等の指示を行うとともに、警察と連携を図りその指示に従うこと。また、後続車の進入路の確保や野次馬の見物人の整理を行う。

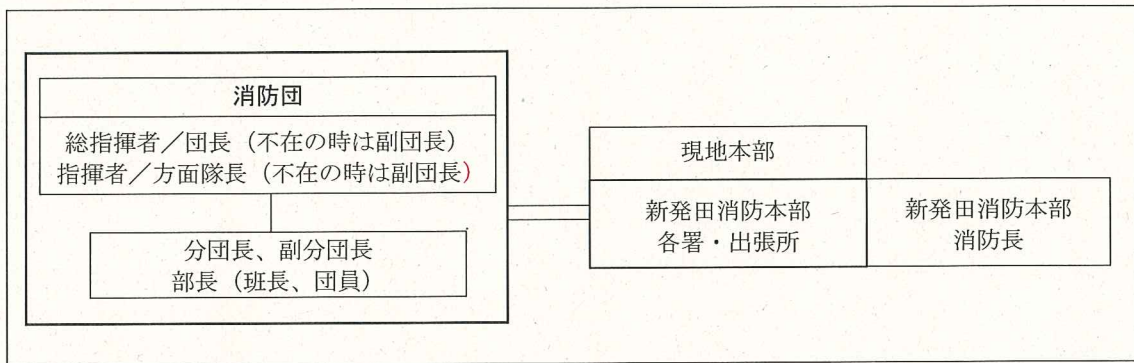
(6) 火災現場へ直行する消防団員

消防器具置場以外から直接火災現場へ直行した消防団員は、火災現場到着後速やかに自分団・部に出向き指揮者からの指示を受け行動すること。なお、自家用車等は、消火活動や地域住民の支障にならない場所に駐車すること。

5 火災現場での活動

(1) 火災現場指示命令系統

火災が発生した場合等、現場においての消火活動を迅速かつ的確に処理するため、現場体制を確立するとともに関係機関と連携を図り相互協力に努める。



(2) 担当・役割

部署名	階級	役 割
消防団	団 長	現場総指揮
	副 団 長	団長補佐 (団長不在の場合現場総指揮) 方面隊長不在の場合、消火作業の検討、地本部の指揮、情報収集、現状把握
	方面隊長	消火作業の検討、地本部の指揮、情報収集、現状把握
分団・部	分 団 長	分団の指揮、情報収集及び指示伝達、消防団現地本部への報告
	副分団長	分団の連絡調整、部への指示伝達
	部 長	車両の総括、指示、分団長への現状報告
	班 長 団 員	ポンプの制御、水利確保、消火、負傷者の救護、現場付近の交通整理、分団・部の情報伝達
消防団本部 (総務課)		出動部隊の把握、情報収集、現状把握

(3) 安全管理

- ① 火災現場は、常に危険が存在するため警戒心を緩めないこと。
- ② 出動部隊及び消防団員は、単独行動を慎み積極的に指揮者の掌握下に入ること。
- ③ 危険に関する情報は、現場全団員へ迅速に周知徹底すること。危険を察知した場合は、直ちに消防団現地本部等に報告し緊急の場合は周囲に知らせ危害を防止すること。
- ④ どんな活動環境においても冷静さを失わないよう注意すること。
- ⑤ 資機材等の機能、性能の限界を明確に把握し安全操作に習熟すること。
- ⑥ 安全確保の基本は自己防衛であり、自己の安全は自身が確保すること。
- ⑦ 安全管理の第一歩は、防火着装にあり完全な着装を心掛けること。
- ⑧ 情報収集や現状を詳細に把握し行動指針として活用すること。

6 残火鎮滅・撤収・解散

(1) 残火鎮滅

残火鎮滅とは、火災現場における残火を完全に消火することで、消火作業も一段落し疲労もピークに達し緊張感も薄れることから、安全管理に対する細心の注意が必要である。

① 残火処理時の注意事項

- ・ あらかじめ担当する箇所を決め残火処理の徹底を図る。
- ・ 高い所から低い所へ、周囲から中央部に順次移行し注水する。
- ・ とび口等での小破壊、堆積物の掘り起こし作業を行いながら注水する。
- ・ 筒先圧力は低くして注水する。
- ・ 過剰な破壊、注水による水損防止に注意し、火災原因調査のための現状保存に配慮する。

②残火処理時の安全管理

- ・団員の十分な連携のもと実施する。
- ・再燃、落下の危険性があるので必ず防火衣、ヘルメット等を着用すること。
- ・残火処理は足場等が不安定な場合があるので細心の注意をすること。
- ・高所、不安定な足場等、落下の危険性がある場所での作業は、確実な足場を確保し作業を行うこと。
- ・焼損が激しい2階、屋根での作業は行わない。
- ・釘やガラスなどの踏み抜きに注意すること。
- ・梁、瓦、天井材等の落下物に注意すること。

③再燃危険の排除

- ・再燃火災防止のため、火災現場の分団（部）は分団長指揮のもと現場監視、巡回を行う。

(2)撤収・解散

引きあげ時は、火災が鎮火した気の緩みから注意力も散漫になるので、交通事故防止に細心の注意を払い、無事に帰所し再出動に備えること。

①使用資機材の撤収

- ・使用資機材の数量、異状の有無を確認する。
- ・使用ホース等は引きあげ途中で落下しないよう完全に積載する。

②人員報告

- ・撤収作業完了後、消防団員は指示された位置に集合する。
- ・部長は、分団長に対し、分団長は方面隊長又は副団長に対し出動人員、車両台数などを報告する。
- ・人員報告終了後、分団は消防団現地本部の指示のもと帰所する。
- ・人員報告終了後、消防団現地本部は解散する。

③引きあげ時の注意事項

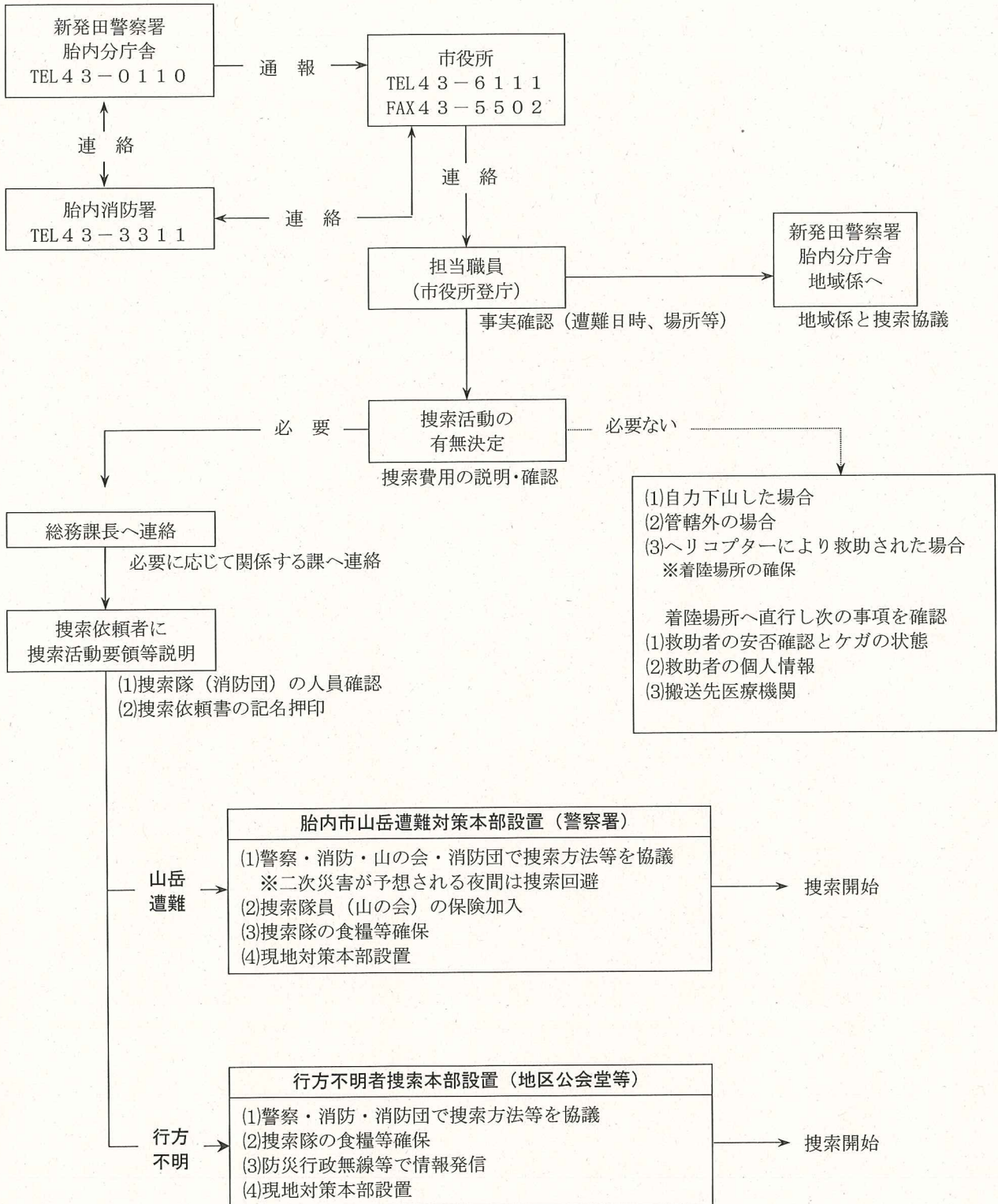
- ・現場参集した団員を含め引きあげ時の交通事故防止に努める。

④帰所・解散

- ・燃料の補給、無線機等の充電を行う。
- ・使用したホースの洗浄、乾燥を行う。
- ・使用資機材の点検をして分団長又は部長指示のもと解散する。
- ・再燃警戒分団（部）は、分団長指揮のもと再燃の危険性がないと判断された場合に解散する。

◎ その他災害対策（参考）

1 山岳遭難・行方不明者搜索時における初動体制と流れ



胎内市消防団 津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル

第1 主旨

このマニュアルは、津波災害時において、「消防団員の命を守ることを最優先とすること」、「消防団員が自らの命を守ることによって多くの命が救われること」という考え方の下に、消防団員に対する安全を確保させるものである。

第2 参集

- (1) 器具置場への参集を基本とする。
- (2) 退避の優先を念頭に置き、無理な参集は行わない。

第3 活動範囲及び活動内容

- (1) 津波避難対象区域内（ハザードマップ）の分団又は部は、裏面「津波警報等発表時における消防団員行動フローチャート」に基づき、避難広報及び避難誘導を実施する。
- (2) 消防団員による海面監視は行わない。

第4 退避ルール及び退避命令

- (1) 退避ルール
気象庁が発表する津波到達予想時刻の20分前までに退避を完了する。
- (2) 退避命令
ア 活動中、その場の最上級者は、状況に応じて団員に退避命令をかける。
イ 活動中、危険予測できる場合は直ちに退避する。

第5 安全管理

- (1) 参集後、その場の最上級者は参集団員を把握し、指揮をとる。
- (2) 部長以上の階級者は活動する団員の安全管理にあたる。
- (3) 現場では、2名以上での活動を基本とし単独行動は禁止する。
- (4) 情報収集（ラジオなど）できない状態となった時は、速やかに退避する。

第6 事前対策

- (1) 自宅、会社、器具庫置場それぞれから、直ちに避難できる避難場所を選定しておく。
- (2) 避難広報経路を選定し、自主防災訓練等を通じ避難場所及び避難経路を地域住民と一緒に確認するなど、あらかじめ避難方法を決めておく。
また、消防団員も退避を優先することを事前に説明し理解を得る。

第7 その他

津波警報発表時以外においても、避難指示が発令された場合は避難広報及び住民の避難誘導にあたるとともに、消防車両を含め自らも安全なところへ退避する。

火災情報の確認方法・出動範囲・消防水利 等

1 火災情報の確認方法

- (1) 防災無線
- (2) 防災メール（各部2名登録。部長と他1名）
- (3) 新発田地域広域消防本部 災害情報 電話 0254-22-0999
- (4) 新発田地域広域消防本部 ツイッター @ShibataAreaFD

2 火災時の出動範囲について

火災が発生した際の、各部の出動について以下別紙3、別紙4について出動範囲の表を作成しましたので、令和2年7月以降は別紙3、別紙4により出動の準備、判断を行ってください。※ 団員にも周知徹底してください。

なお、消防署から事務局（市役所）に火災情報が入ったら、すぐに事務局から本部員（団長・副団長・方面隊長）へ連絡（ライン）しますので、各部等からの問い合わせは各方面隊長にお願いします。

（方面隊長に連絡が取れない時は事務局へ）

- 別紙1 活動区域一覧
- 別紙2 消防相互応援協定
- 別紙3 平日日中の出動範囲
- 別紙4 夜間・休日の出動範囲

※平日の午前8時から午後6時を日中とし、その他は夜間とする。

※別紙4夜間・休日の出動範囲には、隣接する市・村の「消防相互応援協定」の地区も繁栄されている。

※「消防相互応援協定」の地区への応援については、事務局又は方面隊長に必ず事前に連絡すること。

3 消防水利

- ・地上式消火栓、地下式消火栓、防火水槽

別紙5 水利台帳（サンプル）

各地区の水利台帳を各部に配布済み。（積載車に積んで置くこと）

- ・上記のほか、自然水利（河川・水路）、井戸、池、プール 等

管轄区域一覽表

区分	構成	管轄区域
第1分団	1-1	北本町・大川町
	1-2	北本町、西栄町、本町1・2・3・4、大川町1・2・3・4・5・6・15・16、東本町1・2・3・4・5・15・16、半山
	1-3	表町、本町5・6・7・8、新栄町、水沢町、大川町7・8・9・10・11・12・13・14、飯角
第2分団	2-1	東本町6・7・8・9・10・11・12・13・14・17・18・19・20・21・22・23・24・25、新和町、住吉町、若松町
	2-2	並槻
第3分団	3-1	並槻、二葉町、若松町
	3-2	羽黒・野中
	3-3	羽黒、野中、追分、仁谷野
第4分団	4-1	関沢
	4-2	関沢、星の宮町
	4-3	長橋
第5分団	5-1	長橋、つつじが丘
	5-2	船戸
	5-3	船戸、小舟戸、寅田、八田
第6分団	6-1	本郷町
	6-2	本郷町、西本町1・2、あかね町、江上
	6-3	西条町・赤川
第7分団	7-1	西条町、赤川、協和町、倉敷町、西条、久保田
	7-2	柴橋
	7-3	柴橋、草野、東川内、西本町1・2を除く西本町全域、大塚
第8分団	8-1	新館
	8-2	新館、西川内、鷹ノ巣
	8-3	塩津
第9分団	9-1	塩津、弥彦岡、下城塚、上城塚、城塚
	9-2	横道・土作
	9-3	横道、土作
第10分団	10-1	高野・十二天
	10-2	高野、高野茨島、十二天
	10-3	平木田・山屋
第11分団	11-1	平木田、山屋、小地谷
	11-2	平木田駅前
	11-3	平木田駅前
第12分団	12-1	八幡・地本
	12-2	八幡、高野茨島、地本、江尻
	12-3	荒井浜
第13分団	13-1	荒井浜、日立
	13-2	大出・富岡
	13-3	大出、富岡
第14分団	14-1	菅田
	14-2	菅田
	14-3	乙
第15分団	15-1	桃崎浜
	15-2	桃崎浜
	15-3	鴻巣・宮瀬
第16分団	16-1	鴻巣、宮瀬
	16-2	高畑
	16-3	高畑、平根台
第17分団	17-1	笹口浜
	17-2	笹口浜
	17-3	山王・下高田
第18分団	18-1	山王、下高田
	18-2	中村浜
	18-3	中村浜
第19分団	19-1	村松浜
	19-2	村松浜、日鉦
	19-3	高橋・苔の実
第20分団	20-1	高橋、中倉、塚口、苔実
	20-2	宮川
	20-3	竹島、宮川、北成田
第21分団	21-1	築地
	21-2	築地、築地新
	21-3	黒川自動車分団
第22分団	22-1	旧黒川村全域、仁谷野、追分、平木田駅前
	22-2	黒川本村
	22-3	黒川上町、中町、下町、南町、西町、北町
第23分団	23-1	下江端
	23-2	下江端
	23-3	東牧
第24分団	24-1	東牧
	24-2	近江新
	24-3	近江新
第25分団	25-1	蔵王・切田
	25-2	蔵王、切田
	25-3	塩沢
第26分団	26-1	塩沢、前山台
	26-2	塩谷
	26-3	塩谷
第27分団	27-1	下館・下赤谷
	27-2	下館、下赤谷、太田野原
	27-3	坪穴・栗木野新田
第28分団	28-1	坪穴、栗木野新田
	28-2	夏井
	28-3	夏井
第29分団	29-1	鼓岡
	29-2	鼓岡
	29-3	坂井
第30分団	30-1	坂井
	30-2	熱田坂
	30-3	熱田坂
第31分団	31-1	宮久・川合
	31-2	宮久、川合
	31-3	須巻
第32分団	32-1	須巻
	32-2	下荒沢
	32-3	下荒沢
第33分団	33-1	持倉
	33-2	持倉
	33-3	黒俣
第34分団	34-1	黒俣
	34-2	大長谷
	34-3	大長谷
第35分団	35-1	小長谷
	35-2	小長谷
	35-3	鎌江
第36分団	36-1	鎌江
	36-2	鎌江
	36-3	鎌江

消防相互応援協定

(協定の目的)

この協定は、火災等により災害が発生した場合、甲・乙相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(相互応援の区分)

普通応援 区域内に発生した火災を受報、又は覚知した場合は応援するもの。

特別応援 管轄区域内に大規模な火災又は災害が発生し、応援を必要とする場合は、被応援側の長の要請又は応援側の状況判断により応援するものとする。

(応援側の指揮)

応援側は原則として、現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

(消防活動報告)

応援側の長は、消防活動についてすみやかに現場最高指揮者に報告するものとする。

(応援に要した費用の負担)

応援のために要した費用は、応援した甲・乙がそれぞれ負担するものとし、特殊な事項については、その都度相互に協議するもの。

甲	乙	甲の応援区域	乙の応援区域	契約年月日
荒川町・中条町		桃崎浜・乙・山屋・小地谷・平木田・平木田駅前	海老江・荒屋・新光寺・中野・長政・南新保	S56.6.1
紫雲寺町・中条町		北成田・宮川・村松浜	藤塚浜・向山・真中・下古田	S56.3.11
荒川町・黒川村		近江新・切田	切田	S56.5.1
関川村・黒川村		鍛江	山本・幾地	S56.3.3

【平日・日中】火災時の出動範囲

火災の種類		第一次配備	第二次配備	備考
a	大規模火災	工場等大規模建物火災	他方面隊	第二次配備は、総務課防災対策係から、防災メールにより部長以上の幹部員へ連絡します。(事前に登録いただいた各部署長以外のもう1名にも届きます)
b	建物火災	住宅、小屋、車庫、ビニールハウス等	他方面隊	
c	林野火災	林、森等	他方面隊	
d	車両火災	トラック、普通車、トラクター等	火災場所の方面隊	
e	下草火災	下草、庭の雑草等	火災場所の方面隊	
f	その他火災	ゴミ等	火災場所の方面隊	
g	自動火災警報器発報	左記のとおり ※誤報の場合もあり得る → その後の火災情報（防災無線、防災メール）により判断	-	

1 第一次配備 各部署は、「防犯・防災メール」又は「防災無線の火災情報」により、火災発生場所・・・〇〇地内と周知するので、〇〇集落の属する分団、方面隊が出動の対象になります。不明な場合は、各方面長（繋がらない場合は、分団長）に確認してください。

2 第二次配備 上記備考のとおり

3 その他 夜間・休日は、別紙【夜間時】〇〇地区火災発生時の出動範囲により出動願います。

消防水利台帳

中条地区

記号一覧	
■	防火水槽
●	地上式消火栓
▲	地下式消火栓

作成:平成25年4月1日

上水道・下水道・ガス工事 東本町4-12
(株)宮島工業所 ☎43-3114(代) FAX43-3430

〔胎内市〕並槻、野中、羽黒、二葉町、本郷(並槻)

